

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

栃木国民年金 事案 957

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていたが、納付していたはずなので、調査の上、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については納付していたはずだ。」と申し立てているとおり、A町の国民年金被保険者名簿において申立期間は納付済みとなっていることが確認できるところ、同町の国民年金記録簿においては平成9年1月及び申立期間の2月が未納となっており、行政側の記録管理に不備がみられる。

また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の1か月間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成12年1月1日から20年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（18万円、19万円、20万円、26万円及び28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を、平成12年1月から同年12月までは20万円、13年1月から同年12月までは19万円、14年1月から同年12月までは20万円、15年1月から同年12月までは26万円、16年1月から18年12月までは28万円、19年1月から同年12月までは18万円、20年1月から同年11月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間②のうち、平成20年12月1日から21年7月24日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を同年12月から21年6月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月1日から9年10月1日まで
② 平成9年10月1日から21年7月24日まで

ねんきん定期便で記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低い金額となっているため、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標

準報酬月額、当初、平成8年12月から9年9月まで20万円と記録されていたところ、同年2月10日付けの随時改定により、8年12月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所の事業主及びその妻の平成7年10月の標準報酬月額が、遡及して8年9月11日に減額訂正されている上、同年11月1日付け随時改定（最低等級に改定）が、9年2月10日に行われていることが確認できる。

さらに、申立人を含め当該事業所の従業員29人に係る標準報酬月額の記録が、平成8年11月から9年3月までの間に随時改定が行われ、事業主及びその妻と同様に、最低等級の9万8,000円に引き下げられているが、当該改定の処理年月日は、いずれも申立人と同様、同年2月10日であることが確認できる。

加えて、事業主は、「平成8年頃から会社の経営状態が悪く社会保険料を滞納していた。毎月、社会保険事務所の職員が来訪していた。社会保険料の減額について説明され、その職員が届書を書いた。私はプロがするのだからそれでいいだろうと思った。」と証言しており、平成8年当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があり、前述の随時改定等の処理は、滞納額の減額のために行われたものである可能性がうかがえる。

また、事業主及び元同僚の証言から、「申立人はB業務として勤務していた。」との証言が得られていることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成9年2月10日付けで行われた随時改定における処理は事実上即したものと認められ、社会保険事務所において当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な処理があったとは認められないことから、申立期間のうち8年12月から9年9月までの標準報酬月額については、20万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成9年10月1日から21年7月24日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間②のうち、平成9年10月1日から20年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年12月1日から21年7月

24 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 3 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、当該期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から 20 年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、市が保管する税務関係資料に基づき推認した厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を平成 12 年 1 月から同年 12 月までは 20 万円、13 年 1 月から同年 12 月までは 19 万円、14 年 1 月から同年 12 月までは 20 万円、15 年 1 月から同年 12 月までは 26 万円、16 年 1 月から 18 年 12 月までは 28 万円、19 年 1 月から同年 12 月までは 18 万円、20 年 1 月から同年 11 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付の義務を履行したか否かについては、市が保管する税務関係資料に基づき推認した厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該税務関係資料に基づき推認した報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②のうち、平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 7 月 24 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 9 万 8,000 円と記録されている。しかし、市が保管する税務関係資料によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額の記録を平成 20 年 12 月から 21 年 6 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

- 5 一方、申立期間②のうち、平成 9 年 10 月 1 日から 12 年 1 月 1 日までの期間について、申立人は給与明細書等を所持しておらず、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、当該事業所では、当該期間における資料は残存していないとして

いることから、申立人の標準報酬月額について確認することができない。

さらに、当該期間の申立人の標準報酬月額の記録は遡及して引き下げられているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 2 日から 39 年 9 月 30 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 6 月 20 日から 44 年 8 月 31 日まで

ねんきん特別便で、申立期間に係る脱退手当金を受け取ったことになっていることを知った。受け取った記憶がなかったため、社会保険事務所(当時)に相談に行ったが、支払われているとの説明を受け不思議に思っていた。今回、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが届いたが、やはり、脱退手当金は受け取っていないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、オンライン記録によると申立期間①より前の被保険者期間(2期間)については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、その未請求期間のうち、最初の被保険者期間は、申立人が正社員として初めて勤務した事業所における被保険者期間であり、18か月と申立期間に係る最終事業所であるA社の被保険者期間より長く、その後勤務した別の事業所では、健康保険被保険者証を使った記憶があるとしていることから、申立人がこの2事業所に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす7人のうち、支給記録がある者はおらず、このうちの複数の元同僚は、「脱退手当金は、受給していない。退職時、脱退手当金の説明はなかった。」と証言している上、事業主は、「脱退手当金について、説明や代理請求は行っていなかった。」と証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

2 申立人の申立期間②における資格喪失日は、平成14年4月5日であると認められることから、資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、62万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年7月1日から14年3月31日まで
② 平成14年3月31日から同年4月5日まで

国の記録では、A社における平成13年7月から14年2月までの標準報酬月額が62万円から20万円に引き下げられているが、訂正期間や訂正金額については全く知らなかった。また、当該事業所では役員であったものの社会保険事務に関する権限は無かったので、申立期間①に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

また、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、平成14年3月31日となっているが、同年3月分の給与からも保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンラインの記録によると、申立人のA社に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する62万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成14年3月31日以降の同年4月5日付けで20万円に遡及して訂正されていることが確認できる上、代表取締役を含む役員3人の標準報酬月額についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票により、申立期間当時、社会保険料等の滞納があったことが確認できる上、当該事業所の代表取締役及び財務担当の取締役が社会保険事務所（当時）の担当者と滞納保険料について相談していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、当該事業所において取締役であったことが商業登記簿謄本から確認できるが、申立人は営業担当の取締役であったと供述しており、申立人と同様に上記の遡及訂正処理のあるほかの役員の証言からも、申立人が社会保険事務に関する権限を持っていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 13 年 7 月から 14 年 2 月までを 62 万円とすることが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録では、上述のとおり A 社は平成 14 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人についても同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人は、「破産管財人が入るようになった 15 年 9 月までは勤務していた。」としているところ、申立人と同様に記録訂正のあるほかの役員は、雇用保険の記録により、当該事業所に同年 6 月 30 日まで継続して勤務していたことが確認できる上、「私が退職した時点で、申立人はまだ在職していた。」と、証言していることから、申立人は当該事業所に同年 6 月 30 日までは勤務していたことが推認できる。

また、商業登記簿謄本から申立期間②においても同社は、法人格を有していることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、申立人と同様に記録訂正のあるほかの役員の所持する給与明細書から、当該事業所における社会保険料の給与からの控除は当月控除方式であり、平成 14 年 4 月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日について、社会保険事務所において、事実即ち有効な処理があったとは認められず、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該処理を行った日である平成 14 年 4 月 5 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額は当初記録されていた 62 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月16日から同年11月16日まで

最初はアルバイトとしてA社に勤務し、平成元年10月から正社員となり厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同年11月からの記録となっている。給料支払明細書によると、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録、申立人が所持する給与支払明細書及び事業主の回答により、申立人は、平成元年10月16日からA社に正社員として勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる報酬月額から、15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記

載を平成元年10月16日とすべきところ、誤って同年11月16日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年8月1日、資格喪失日が20年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月30日から同年5月1日まで

A社を平成20年4月30日付けで退職したところ、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年4月30日となってしまっており、被保険者期間が1か月欠落している。給与明細書により、同年5月支給の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年8月1日、資格喪失日が20年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業所の回答及び申立人が所持する給与明細書により、申立人は、A社に平成20年4月30日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額から16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失届の資格喪失日を誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成8年12月から9年7月までは24万円、同年8月から10年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から10年12月21日まで
申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられているが、当時、給与が下がったことはなかったもので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成8年12月から9年7月までは24万円、同年8月から10年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月21日の翌日の同年12月22日付けで、遡っていずれも16万円に減額訂正されており、申立人以外の3人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、役員でなかったことが確認できる上、当時の事業主は、「申立人は、店舗管理の仕事をしていて、経営には関わっておらず、社会保険の手続にも一切関与していない。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、保険料不納欠損整理簿の記載により、当該事業所が保険料を滞納していたことがわかる上、申立期間について、事業主も、「保険料を払えていなかったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が

当初届け出たとおり平成8年12月から9年7月までについては24万円、同年8月から10年9月までについては28万円、同年10月及び同年11月については26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年3月26日であると認められることから、喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年2月の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月26日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の上記訂正後のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月28日から同年4月1日まで

A社に平成6年3月31日まで勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年2月28日から同年3月25日までの期間について、雇用保険の加入記録及び元事業主の証言により、申立人は、A社において、継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日については、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成6年2月28日）以降の平成6年4月8日付けで、当初の被保険者資格の喪失日（6年3月26日）の記録が取り消され、同年2月28日に遡って喪失した記録とされていることが確認できる。

また、当該事業所の取締役4人について、申立人の資格喪失日が取り消された平成6年4月8日付けで、標準報酬月額が4年5月1日に遡って減額訂

正されている。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本によると、当該事業所は上記の適用事業所でなくなった日以降においても法人事業所であることが確認できる上、元事業主及び複数の元同僚の証言により、常時、従業員が勤務していたことが認められ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成6年2月28日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正前の記録どおり、同年3月26日であると認められる。

なお、平成6年2月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、38万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成6年3月26日から同年4月1日までの期間について、元事業主や元同僚の証言、及び申立人の所持する給料明細書により、申立人は、A社において、同年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持する給料明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給料明細書の保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、平成6年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降の期間については、適用事業所としての記録が無い。

しかし、商業登記簿謄本によると、当該事業所は、当該期間当時、法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月4日から7年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、6年4月は16万円、同年5月から同年10月までは24万円、同年11月から7年4月までは19万円、同年5月及び同年6月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月4日から8年5月21日まで

申立期間について、国で記録されている標準報酬月額が、給料支払明細書の金額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち平成6年4月は16万円、同年5月から同年10月までは24万円、同年11月から7年4月までは19万円、同年5月及び同年6月は22万円に標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が所持する給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成7年7月1日から8年5月21日までの期間の標

準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又は超えていないことが確認できることから、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年5月26日）及び資格取得日（昭和46年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月26日から同年7月1日まで
専門学校卒業後、昭和46年4月から同年11月まで、A社に勤務したが、途中の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が抜けているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和46年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月26日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度資格を取得しており、同年5月及び同年6月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間について、複数の同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務についていた複数の同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かった旨を証言している上、当該複数の同僚は、申立期間に係る給与明細書を提出しており、その給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認でき、当該期間において厚生年金保険の記録は継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年4月のオンラ

イン記録及び同僚の給与明細書の保険料控除額から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年5月21日）及び資格取得日（昭和46年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月21日から同年7月1日まで
専門学校卒業後、昭和46年4月から同年11月まで、A社に勤務したが、途中の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が抜けているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和46年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度資格を取得しており、同年5月及び同年6月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務についていた複数の同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かった旨を証言している上、当該複数の同僚は、申立期間に係る給与明細書を提出しており、その給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認でき、当該期間において厚生年金保険の記録は継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年4月のオンラ

イン記録及び同僚の給与明細書の保険料控除額から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、平成11年10月から12年8月までの標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成12年10月6日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月1日から10年10月1日まで
② 平成11年10月1日から12年9月30日まで
③ 平成12年9月30日から同年12月頃まで

申立期間①及び②について、日本年金機構からの通知に記載された標準報酬月額と当時もらっていた給与額が違っているため正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間③については、平成12年9月30日が資格喪失日となっているが、同年12月の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年10月から12年8月までは28万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日以降の同年10月4日付けで、遡って9万2,000円に訂正されており、申立人と同様に複数の役員及び従業員についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の登記簿謄本により、申立人は当該期間において役員ではなかったことが確認でき、事業主は、「当時、社会保険事務所（当時）職員の指導により、保険料の負担額を軽減するために実際の給与額ではない届出を行った。申立人の業務内容は主にB業務であり、標準報酬月額の見直しについて知り得る立場にはなかった。」と回答していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、当該事業所に係る滞納処分票によると、当該遡及訂正処理日時点において滞納保険料があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成11年10月から12年8月までは28万円に見直すことが必要である。

申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成12年9月30日であることが確認できる。当該喪失処理については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日以降の同年10月6日付けで遡って行われていることが確認でき、これは、上記の申立期間②における標準報酬月額の遡及訂正処理日の2日後であり、当該処理との一体性が認められる。

また、同僚の証言から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年9月30日においても、事業は継続しており、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成12年9月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失の処理が行われた同年10月6日とするのが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、当該事業所における上記遡及訂正処理前の平成12年8月のオンライン記録から28万円とするのが妥当である。

一方、申立期間③のうち平成12年10月6日から同年12月頃までの期間については、前述のとおり雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人の所持する平成12年10月分及び同年11月分の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の所持する平成12年12月分の給与明細書については、記載されている有給休暇の残日数及び控除されている厚生年金保険料額から、11年

12月のものが誤って12年12月と記載されたものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成9年12月から10年9月までは15万円とされており、当該期間に係る標準報酬月額の随時改定処理に係る届出は、適切な時期に提出されていることが認められ、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の平成10年10月から11年9月までの標準報酬月額は、24万円と記録されているところ、申立人が所持する給与明細書では、改定前の標準報酬月額（15万円）で算出された厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係る標準賞与額の記録を3万9,000円に、申立期間②に係る標準賞与額の記録を4万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 13 日
② 平成 19 年 12 月 14 日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、国の記録では、当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の所持する賞与支払明細書から、申立人は、当該期間①については、3万9,000円、当該期間②については、4万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出することを失念していたとしており、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
申立期間について、40 万円の給与をもらっていたはずであり、標準報酬月額が 20 万円や 26 万円とされていることに納得がいかないため、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成 2 年 8 月から 3 年 7 月までは 20 万円、同年 8 月から 4 年 9 月までは 26 万円と記録されているところ、当該期間に係る標準報酬月額の随時改定の記録は、遡って引き下げられている等の記録訂正された形跡も無く、不自然さは見受けられない。

また、当該事業所は平成 22 年 2 月 28 日に解散している上、事業主である申立人は、申立期間当時の賃金台帳等は残存していないとしており、当時の顧問税理士も申立期間に係る関連資料等は保管していないと回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第 1 条第 1 項ただし書では特例対象者(申立人)が、

当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、商業登記簿謄本により、申立期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できることにより、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
② 平成 10 年 10 月 1 日から 14 年 3 月 31 日まで

申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額が遡って引き下げられている上、申立期間②については、標準報酬月額が 56 万円であったにもかかわらず 9 万 8,000 円と記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 10 月から 8 年 9 月までは 56 万円、同年 10 月から 10 年 9 月までは 59 万円と記録されていたところ、9 年 11 月 25 日付けで、いずれも遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、保険料滞納処分票を見ると、申立期間当時、当該事業所では厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、代表取締役である申立人自らが、社会保険事務所(当時)の職員と保険料の納付方法について相談を行い、債務確認書の提出を行っていたことが確認できる。

さらに、当該事業所の元取締役及び元従業員は、「社長は、社会保険の事務手続に関与していたと思う。」と証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金

保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②について、A社における報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が相違していると主張している。

しかしながら、当該事業所は平成14年3月に営業を休止し、賃金台帳等の関連資料は廃棄されている上、申立期間当時、経理及び社会保険事務を担当していたとする総務部長は他界していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、社会保険事務所の事務処理に不合理な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、商業登記簿謄本により、当該期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から37年12月31日まで
年金事務所に行ったとき、脱退手当金が支給済みとされていることを初めて知った。しかし、A社の退職時に、会社から脱退手当金についての説明は一切無く、自分で脱退手当金を請求し受給した記憶も無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年5月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、再び厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは約6年後の昭和43年12月29日であり、この間、国民年金の強制加入期間においても国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 24 日から 30 年 7 月 27 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社（現在は、B社）に係る厚生年金保険の資格喪失年月日の記録が違っていることに気がついた。当該資格喪失日の記録よりも後まで勤務していたので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶している同僚は、申立人のA社における勤務期間までは記憶しておらず、申立人が退職した時期について特定することはできなかった。

また、当該事業所及び当該事業所が加入する健康保険組合も、「資料が無く当時の状況を確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る当該事業所における勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、昭和30年7月27日まで勤務していたとしているところ、名前を挙げた同僚よりも「自分が先に退職した。」としており、当該同僚は、同年3月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から確認できる。

このほか、申立人が、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 12 年 4 月 13 日まで
申立期間について、標準報酬月額が減額されていることを知ったので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 8 年 7 月 1 日から 9 年 10 月 1 日までの申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、59 万円と記録されていたところ、同年 2 月 3 日付けで、遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険の届出事務を自ら行うとともに、当該事務の手続書類等に代表者印を押していたのも自分であるとしている。

さらに、A 社の当座預金取引推移一覧表によると、平成 9 年 11 月 4 日に管轄社会保険事務所（当時）からの入金を確認できるところ、この金額は、上記の標準報酬月額を遡及訂正したことにより生じる社会保険料額を最大限充当できる 7 か月分の同年 1 月分から同年 7 月分までの社会保険料に充当した後の残金の額とほぼ一致していることから、管轄社会保険事務所が遡及訂正により生じた還付金を同社の当座預金口座に送金した可能性が高い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成 9 年 10 月 1 日から 12 年 4 月 13 日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、適正な時期に定時決定で

9万8,000円と記録されていることが確認でき、遡及して減額訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人は、社会保険料を小切手により支払っていたとしているところ、A社の当座預金取引推移一覧表によると、平成9年10月から10年6月まで、ほぼ毎月、オンライン記録どおりの標準報酬月額（9万8,000円）に基づく社会保険料と一致する金額が小切手により支払われていることが確認できる上、申立人が入院していたとする10年7月以降は、当座預金の入出金記録がほとんど無く、保険料の支払状況を確認することができない。

さらに、申立人及び関与税理士は、当該期間に係る賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、当該期間の保険料控除について確認することができない。

加えて、前述のとおり、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であり、社会保険の書類等に代表者印を押していたのも自分であるとしている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

栃木厚生年金 事案 1724

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 19 日から同年 11 月 1 日まで
平成 9 年 3 月から A 社に勤め、申立期間についても継続して勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間も引き続き A 社に勤務していたと述べているが、オンライン記録によると、当該事業所は平成 9 年 9 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、事業主の妻は、「既に会社は倒産し、資料が残っていないため申立期間当時のことは確認できない。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 9 年 9 月 19 日に事業主及び全ての被保険者が被保険者資格を喪失し、いずれの被保険者も健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

加えて、事業主の妻は、「当時、社会保険料の支払が大変で社会保険を抜けたと聞いた。その際に従業員にはその旨を説明していると思う。また、社会保険に加入しなくなったため 1 人につき 1 万円を手当として支払った覚えがある。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月28日まで
② 昭和20年9月2日から26年6月30日まで

申立期間①については、脱退手当金を支給されたと記録されているが、もらった記憶が無い。申立期間②については、終戦によりA社(現在は、B社)を退職し、すぐに同社に再就職したが再就職後の厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、当該期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和20年12月15日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、C省が保管している申立人に係る履歴表の職歴欄に、「A社、昭和16年4月から20年12月」と記載されていることから、申立期間の一部については当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間②においてA社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、当該事業所が名称変更したD社は昭和23年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、上記履歴表において確認できる申立期間②に係る勤務期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、上記履歴表によると、A社の勤務記録の後は、自営手伝いと記載されており、昭和25年9月2日にE社に入社していることが確認できる。

さらに、申立人は、「月給支給日に給与明細書等は交付されなかったため、保険料が控除されていたかは不明。」、「保険証を交付されたか覚えていない。」、「E社に入社する前に自宅（自営業）で親の手伝いを2、3年行っていた記憶がある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 29 日から同年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時、B店からC店に異動したが、同社には継続して勤務していたので、加入記録が無いのは事業主の届出誤りによるものだと思う。当該期間を厚生年金保険の加入期間の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間についてA社の回答により、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所が保管している「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、オンライン記録どおりの届出が行われたことが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書により、被保険者資格取得月の翌月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該事業所における厚生年金保険料の控除は翌月控除方式であったことがうかがわれるところ、昭和 50 年 6 月分の給与明細書によれば、申立期間に係る同年 5 月分の保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月頃から 46 年 3 月頃まで
申立期間当時、A資格取得を目指して、B社で実務経験を積みながら夜間の専門学校に通学していた。当該事業所では健康保険証を持っていた記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務し、C町に所在していたとするB社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主及び申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないため、申立期間当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。